

公益社団法人日本食肉市場卸売協会常勤役員報酬等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本食肉市場卸売協会定款第28条に定める役員報酬等の支給の基準について、常勤役員に関する事項を定める。

(報酬等の種類)

第2条 常勤理事の報酬等は、年俸、退職手当とする。

(報酬の額)

第3条 常勤理事の年俸額は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------|
| (1) 専務理事(常勤) | 9,600,000円 以内 |
| (2) 理事(常勤) | 8,400,000円 以内 |

(報酬の支給)

第4条 常勤役員の報酬は、その月の20日(その日が休日(公益社団法人日本食肉市場卸売協会就業規則第20条に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その前日、繰り上げた日が休日に当たるときは更にその前日)に、報酬年俸額を12月で除して得た月額相当額を支給する。

- 2 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬を支給し、常勤役員が退職したときは、その日まで報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡したときは、その死亡した日の属する月の月額相当額の全額を支給する。
- 4 第1項の規定により報酬を支給する場合であって、月の全日数について支給するとき以外のときは、その月額相当額は、その現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤手当)

第5条 常勤役員の通勤手当は、公益社団法人日本食肉市場卸売協会給与規程第17条に準じて支給する。

(退職手当)

第6条 常勤役員の退職手当は、会長が別途定める。

(その他)

第7条 その他、常勤役員の報酬に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人日本食肉市場卸売協会定款が施行された日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。